

かながわ・よこはま防災ギャザリング実行委員会規約（令和7年度改定）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、かながわ・よこはま防災ギャザリング実行委員会と称する。

（事務所）

第2条 本会の事務所を以下に置く。

所在地：神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2

かながわ県民活動サポートセンター レターケース 217

連絡担当：〒232-0035 横浜市南区平楽 148-3-612 高松 清美

第2章 目的および事業

（目的）

第3条 本会は、災害時における神奈川県内外のボランティア団体および関係機関が、それぞれの立場を超えて災害ボランティア活動を円滑に展開できるようにすることを目的とする。これを達成するため、以下の取り組みを行う。

1. 日頃から顔の見える関係を構築する。
2. 災害時の救援活動に必要なコーディネートおよび技術力の向上を図る。
3. 平時における減災活動の促進。
4. 訓練・展示・講演などを通じた市民・団体・行政機関・企業の交流および研鑽の場の提供。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

1. 「かながわ・よこはま防災ギャザリング」の企画・開催。
 - 「阪神淡路大震災」(1995年1月17日)および「東日本大震災」(2011年3月11日)などの教訓を神奈川県に活かし、防災とボランティア週間の趣旨に沿って実施。
2. 企画・準備・運営を通じた、県内外の災害ボランティア団体、行政機関、企業等との連携強化。
3. 防災ギャザリングの企画・運営に必要な人材の育成。
4. その他、本会の目的達成のために必要な事業。

第3章 会員

（会員の構成）

第5条 本会の会員は、以下の者で構成する。

1. 本会の目的に賛同し、活動に協力・支援する個人または団体の代表。
2. 本会の趣旨に賛同し、活動を支援する賛助会員。

第4章 役員および運営

(役員)

第6条 本会には、以下の役員を置く。

1. 実行委員長(代表理事):1名
2. 副委員長:若干名
3. 事務局長:1名
4. 事務局次長:若干名
5. 事務局員
6. 会計
7. 監事

(役員の選任と職務)

第7条 役員は、総会で会員の中から選任する。

第8条 役員の職務は以下のとおりとする。

1. 実行委員長:本会を代表し、会務を統括する。
2. 副委員長:実行委員長を補佐する。
3. 事務局長:本会の事務を企画・推進・処理する。
4. 事務局次長:事務局長を補佐し、各業務を担当する。
5. 会計:本会の会計を担当する。
6. 監事:本会の運営および会計について監査を行う。

第9条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 総会および実行委員会

(総会)

第10条 本会の活動方針および重要事項は総会で決定する。

第11条 総会は、年1回以上開催し、実行委員長が招集する。

第12条 総会の議長は、出席者の互選により選任する。

第13条 総会の議決は、出席した会員の過半数の賛成により決定する。可否同数の場合は、議長が決する。

(実行委員会)

第14条 本会の方針に基づき、策定された事業計画を実行するために実行委員会を置く。

第15条 実行委員会は、本会の目的および事業に賛同し、活動を支援・広報する者で構成する。

第 16 条 実行委員会の活動推進者は、事務局長とする。

第 6 章 会計

(会計)

第 17 条 本会の運営資金は、以下をもって充てる。

1. 共催団体等からの協力金
2. 助成金
3. 寄付金
4. その他の収入

第 18 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 19 条 実行委員長は、年度終了後速やかに決算報告書を作成し、監事の監査を受け、これを総会に報告しなければならない。

第 7 章 その他

(規約の変更)

第 20 条 本規約の変更は、総会で出席総数の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

(委任)

第 21 条 本規約に定めのない事項については、役員会で適宜定めるものとする。

附則

(施行期日)

本規約は、平成 30 年 8 月 15 日より施行する。

本規約は、令和 7 年 5 月 28 日に改定した。

以上